

福岡県医発第111号(地)
平成18年 4月14日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



労災診療費算定基準の一部改定に伴う自賠責保険診療費算定基準
(自賠責新基準)の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の一部改正(平成18年4月1日実施)に伴う労災診療費算定基準の一部改定につきましては、平成18年4月4日付け福岡県医発第3号(地)にてご連絡いたしました。今般、自賠責保険診療費算定基準(自賠責新基準)の取扱いにつきましても、本年4月1日に改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、労災診療費算定基準の一部改定において、疾患別リハビリテーションについては、「医師が必要と認め、かつリハビリテーションの効果が認められるものについては、健保点数表に定める制限日数を超えて算定できるものとする。」という取扱いとし、制限日数を超えてリハビリテーションを行う場合については、医療機関は、別途示す書式に必要事項を記載し、制限日数を超えた日の属する請求月に診療費請求内訳書に添付して提出することとされておりますが、「別途示す書式」については、日本医師会より通知があり次第後連絡申し上げます。

また、厚生労働省保険局医療課の疑義解釈資料(その2)において、「疾患別リハビリテーションは、今回の診療報酬改定で新設された項目であることから、平成18年3月31日以前に発症等した患者については、平成18年4月1日を起算日とする。」との取扱いが示されておりますので、自賠責新基準の取扱いにおきましてもご留意下さいますようお願い申し上げます。



事務連絡（保 12）F
平成 18 年 4 月 13 日

都道府県医師会
自賠責保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石 井 正



労災診療費算定基準の一部改定に伴う自賠責保険診療費
算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の一部改正（平成 18 年 4 月 1 日実施）に伴い、本年 4 月 1 日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、平成 18 年 3 月 31 日付日医発第 1152 号（保 189）によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いにつきましても、本年 4 月 1 日より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなりますのでご連絡申し上げますとともに、貴会関係会員への周知方ご高配賜われますようお願い申し上げます。

なお、労災診療費算定基準の一部改定において、疾患別リハビリテーションにつきましては、「医師が必要と認め、かつリハビリテーションの効果が認められるものについては、健保点数表に定める制限日数を超えて算定できるものとする。」という取扱いとし、制限日数を超えてリハビリテーションを行う場合については、医療機関は、別途示す書式に必要事項を記載し、制限日数を超えた日の属する請求月に診療費請求内訳書に添付して提出するものとしたところであり、「別途示す書式」については追って連絡することとしておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

また、これに関連して、厚生労働省保険局医療課の疑義解釈資料（その 2）において、「疾患別リハビリテーションは、今回の診療報酬改定で新設された項目であることから、平成 18 年 3 月 31 日以前に発症等した患者については、平成 18 年 4 月 1 日を起算日とする。」との取扱いが示されておりますので、自賠責新基準の取扱いにおきましてもご留意くださいますようお願いいたします。

